

ワンヘルスの推進に関する決議

令和元年末に発生した新型コロナウイルス感染症は、新たな変異も加わり、市民生活や経済活動も深刻な状況となっています。

新型コロナウイルス感染症は、人獣共通感染症の一つであり、森林の乱開発などにより、生態系のバランスが崩壊し、人と野生動物の生存領域が近づきすぎたことで、動物が持つ病原体が抵抗力のない人にも感染するようになったものとされています。そこで人と動物、環境すべての「健康」を目指す「ワンヘルス」という考え方に注目が集まっています。

特に本県では、平成28年11月に北九州市で開催された「世界獣医師会と世界医師会によるワンヘルス国際会議」において、ワンヘルスの理念から実践に移行させる礎となる「福岡宣言」が採択されました。さらに令和2年6月の県議会定例会で「人獣共通感染症への対応力の強化に関する決議」が議決され、同年12月定例会に「ワンヘルス推進基本条例」が議員提案により全会一致で可決、本年1月5日に公布・施行されました。

県条例では、人と動物と環境の健康を一体的に守るための6つの課題、「人獣共通感染症対策」、「人と動物の共生社会づくり」などについて、取組の基本方針を定めることや、県にワンヘルスセンターを置き、関係する部局と機関が横断的に連携する体制を整備すること、国・県及び民間の防疫や研究機関と人材育成機関等を集積させて、人獣共通感染症対策の拠点をつくることなどが明記されています。

今、世界で人獣共通感染症が多発し、人と動物の健康が脅かされ、生態系の劣化が進む中で、ワンヘルスの実践は喫緊の課題となっています。

そこで、本議会は、本県で制定された「ワンヘルス推進基本条例」の具現化を図るため、下記の事項に取り組むよう強く求めます。

記

- 1 ワンヘルス実践（人と動物と環境の健康を一体的に守るための6つの課題への取組）の基本方針を具体化するための県実行計画策定に連携協力すること。
- 2 市民へのワンヘルス周知に努め、理解の促進を図り、その実践活動に対し、必要な支援を行うこと。

以上のとおり決議します。

令和3年9月24日

直方市議会議長 中西 省三

直方市長 大塚 進弘 様